

地域は学びのフィールドです

コミュニティ・スクール

次代を担う子どもたちのために

令和 2 年（2020 年）11 月

大津市教育委員会

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号
TEL 077-528-2633 FAX 077-523-5735

学校運営協議会に欠かせない『3つの要素』

地域と共にある学校の運営に備えるべき機能として、以下の3つの要素は欠かせません。

熟 議

- ・当事者意識を持って【**熟慮**】と【**討議**】
- ・「学校や地域の課題」「目標」を【**共有**】

★熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら課題解決を目指す対話のことです。活発な議論が行われると、多くの人の意見も反映されるようになります。

地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、どんな活動を行っていくのか分析・計画も進めていきます。

【熟議のテーマ例】

子どもたちにどんな大人になってほしいか	子どもたちにどんな力をつけたいのか
地域の行事に子どもの学びをどう取り入れるか	校区内あいさつ運動の推進について
歴史の授業に地域教材をどう盛り込むか	学校や地域の合同運動会を企画する
総合的な学習での地域の協力について	子ども安心パトロールの効果的な活動
学校の魅力を地域住民にどうアピールするか	放課後の子どもの居場所づくりについて

「熟議」で提案されたプランを、課題解決に向けた具体的な実践につなげましょう

具体的な活動についての意思決定の場をどう設定するかが大切です。意見の出しっぱなし、話し合いだけで終わることがないように、十分注意したいところです。

協 働

- ・学校運営に地域の人々が【**参画**】
- ・共通の目標に向けて【**連携・協働**】

【大切にしたい3つの視点】

●人の輪を広げるネットワークの構築

楽しくて意義深い活動を通じて仲間を増やすこと、「学校に行ってみようかな」と地域住民や保護者に思ってもらえることなど、「一緒にやってみましょう」という気持ちを大切にしたいものです。

地域には「〇〇名人」と言える様な特技を持った方、知識と経験を持った方がたくさんいらっしゃいます。こうした地域人材や学校教材につなげるコーディネート機能が大事になります。

●協働する楽しさ・喜び・手ごたえがある体験や活動に！

関わる大人たちが、子どもたちの成長に対する喜びを共有し、また自己の可能性に気づき、自己有用感が得られる体験・活動があれば、次の協働がますます発展します。

●学校と地域は「イコール」の関係

学校と地域はパートナーです。一方的な押し付けにならぬように、双方向性を大切にしたいものですね。

マネジメント

- ・目標達成に向けた校長のリーダーシップ
- ・地域人材や資源等を生かした学校運営

コミュニティ・スクールのメリットと魅力

コミュニティ・スクールには3つのメリットがあるといわれます。

① 組織的・継続的な体制の構築＝**持続可能性**

教職員が異動しても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる、**「持続可能な仕組み」**です。

② 当事者意識・役割分担＝**社会総がかり**

学校運営協議会や熟議の場を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現して行くのかという**「目標・ビジョンを共有」**できます。

③ 目標・ビジョンを共有した**「協働」**活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働」による取組ができます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる人すべてに様々な魅力が広がっていきます。

子どもにとっての 魅力

- 子どもたちの学びや体験的な活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって、安心・安全な生活ができます。

教職員にとっての 魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や、「社会に開かれた教育課程」の実現が可能になります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により、子どもと向き合う時間が確保できます。

保護者にとっての 魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

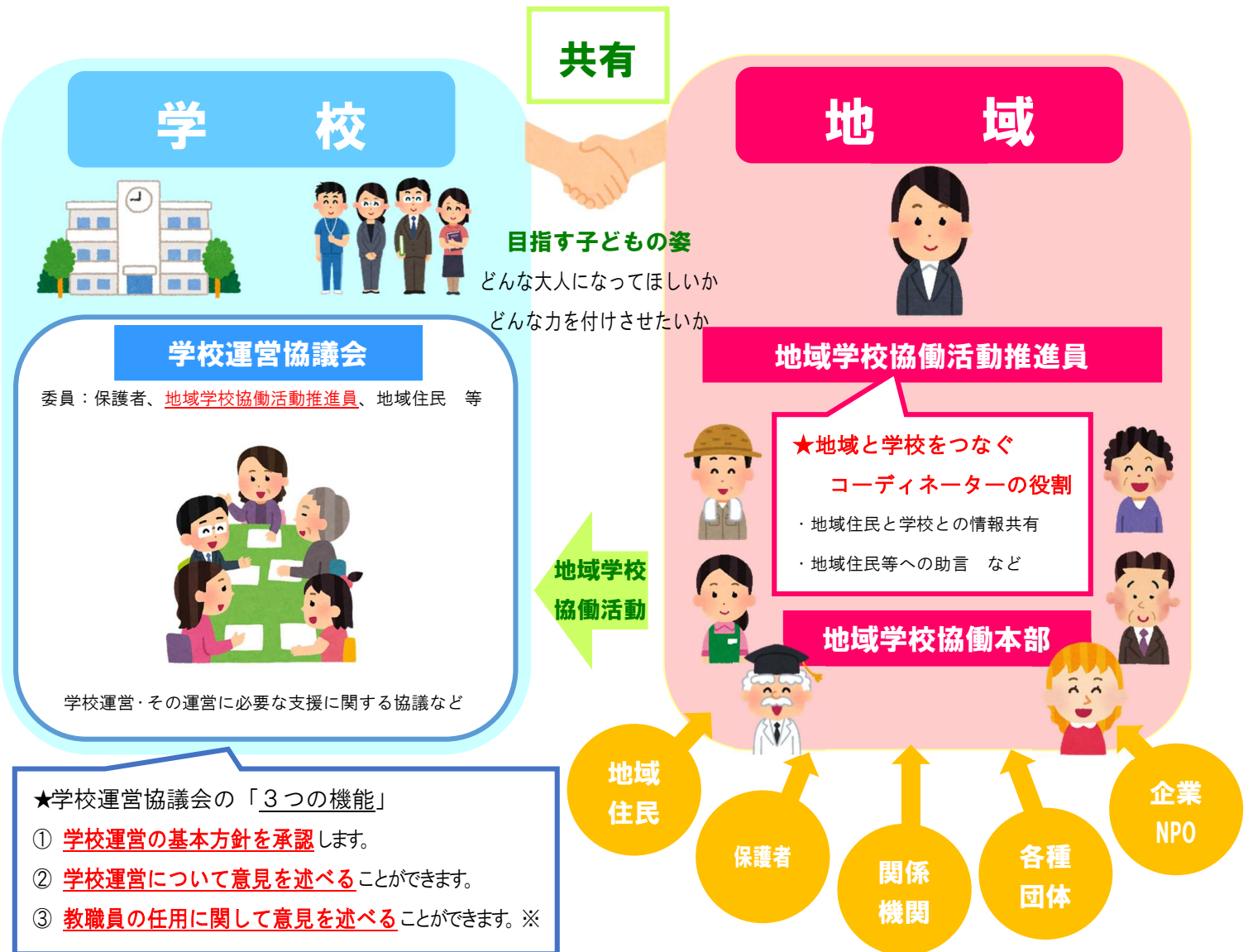
地域にとっての 魅力

- 経験をいかすことで、生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながりの場、地域のよりどころになります。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

大津市が目指すコミュニティ・スクールの仕組み

学校運営協議会は『学校の応援団』です。学区の子どもたちに、「どんな大人になってほしいか」、「どんな力を付けさせたいか」を話し合い、目指す子どもの姿（目標）を定めます。その目標に向かい、どのような学習をどのように行うのか（効果的な手法）、学校の教育課程とどう関連付けるかなど、地域学校協働活動の具体的な計画を立てていきます。

学校運営協議会で話し合われた目指す子どもの姿（目標）、地域学校協働活動の計画は、学校と地域をつなぐ『地域学校協働活動推進員（学校運営協議会のメンバーから選ばれます）』を通じて共有され、地域の方々にさまざまな教育活動に参加していただきます。



※大津市では、特定の個人に係るものを除き、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項や

対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項についての意見と定めています。

地域学校協働活動って、どんなことをするの？

地域には様々な経験や知識を持った方々がおられます。『目指す子どもの姿』の実現に向けて計画された様々な活動に、その豊富な知識や経験を活かして、子どもたちの豊かな学びをサポートしていただきます。

＜たとえば…＞

- ・授業やクラブ活動、部活動のサポート
- ・地域学習の支援
- ・学校環境整備
- ・自然体験学習
- ・登下校の見守り活動
- ・放課後や土日、長期休業中の学習支援や居場所づくり
- ・キャリア教育 等

大津市学校運営協議会規則

平成27年3月23日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 大津市立学校に置く協議会及びその対象学校(法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。)は、別表に定めるとおりとする。

(委員の定数等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人の範囲内で教育委員会が定める。

2 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び当該対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第5条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 前2号に規定する場合のほか、委員として必要な適格性を欠くに至ったと認められるとき。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は教育委員会が指名する委員を、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

5 前項の会議録の保存期間は、教育委員会が別に定める。

(協議会の承認事項)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校経営計画に関すること。

(2) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(3) 施設及び設備の管理及び整備に関すること。

(4) その他対象学校の運営に関し教育委員会が必要と認めること。

(対象学校の職員の任用に関して意見を述べる事項)

第9条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）のうち、次に掲げるものとする。

(1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(指導及び助言)

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切に合意を形成することができるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

(運営に関する評価)

第11条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(運営に必要な事項)

第12条 協議会は、法令及びその設置の目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(その他)

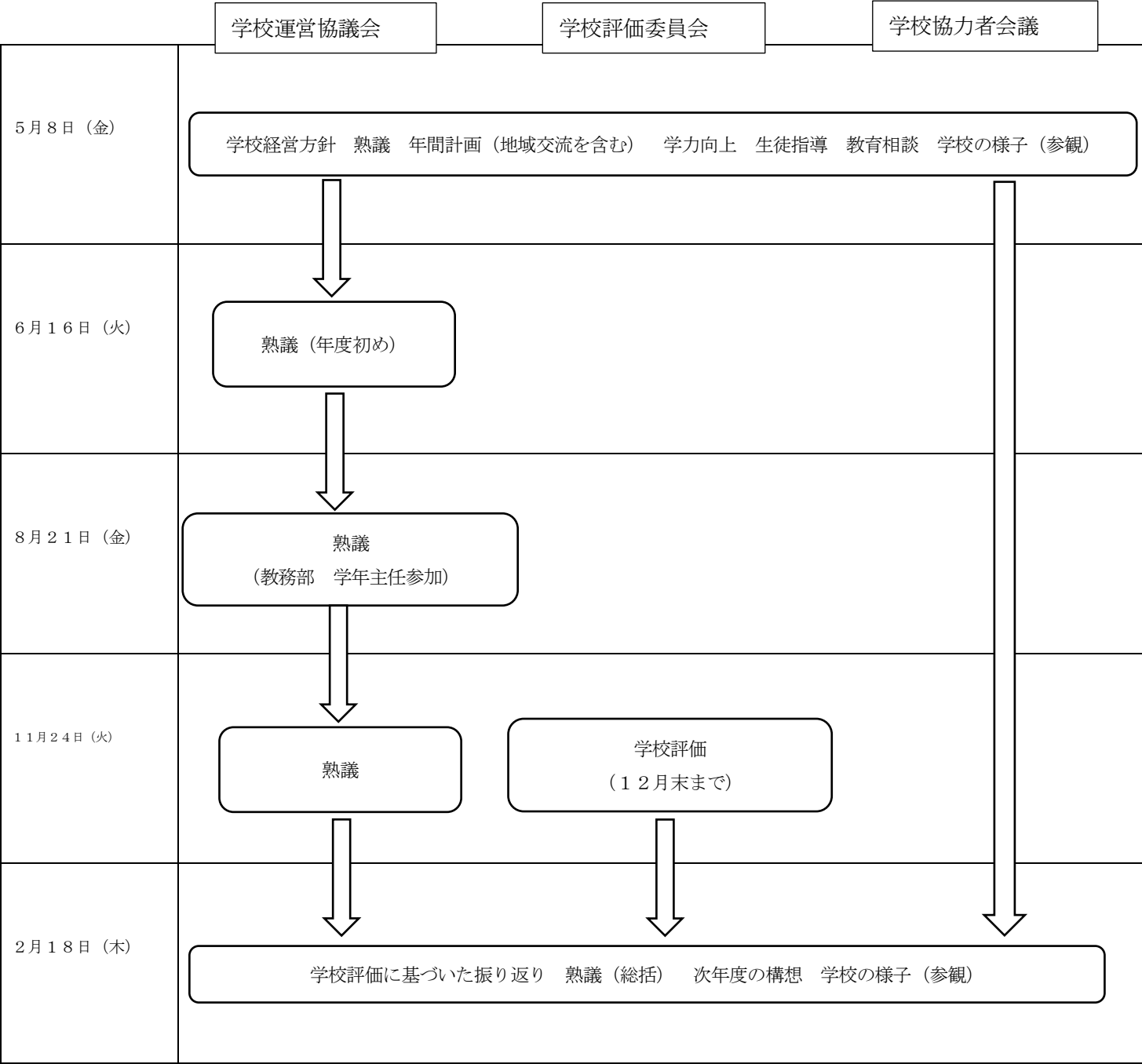
第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

～以下、附則略～

令和8年度の取組について



※熟議について

運営協議会のメンバーで、地域連携を軸とした教育活動について検討を重ねていきます。
8月の熟議には、学年主任も参加し、子どもの様子も交流しながら取組をブラッシュアップしていきます。

※学校協力者の役割について

地域連携を軸とした教育活動の見守りや学校評価に基づいた振り返りへの参画をお願いします。